



令和 2 年 第 8 回 総 会
会 議 録

期 日 令和 2 年 7 月 2 8 日

場 所 枕 崎 市 妙 見 セ ン タ ー

枕 崎 市 農 業 委 員 会

令和2年第8回枕崎市農業委員会総会 会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1 日 令和2年7月28日（火）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	35	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	36	あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載について
4	37	農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について
5	38	農地法第3条許可申請について
6	39	農地法第5条許可申請について
7	40	農用地利用集積計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
7月28日	午後2時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第7号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	2番	原田克子	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	今給黎龍浪	農業委員
	6番	白澤千恵子	農業委員
	7番	眞茅文男	農業委員
	8番	依積田広昭	農業委員
	9番	楠義文	農業委員
会長代理	10番	畑野真人	農業委員
	11番	中原敬彦	農地利用最適化推進委員
	12番	依積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑原和英	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 駒水孝広
主幹兼農地係長 永江靖博
農地係参事補 前原光博

午後 2時00分 開会

議長 令和2年第8回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員14名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。2番原田委員、3番水野委員にお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第2号 議案第35号 農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

議案書は1ページから13ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号66号から101号の36件の合意解約で、耕作者変更に伴う合意解約が33件(66筆, 94,926㎡)、不耕作による合意解約が3件(8筆, 13,381㎡)です。

また整理番号100号、101号は県地域振興公社との合意解約です。

解約面積は畑が74筆で108,307㎡です。

以上は農地法第18条第6項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番66号から101号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第35号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第3号 議案第36号あっせん譲受等候補者名簿への新規登載について説明いたします。

名簿登録番号 道野地区8号, ○○○○は経営類型 工芸農作物で経営面積は992aです。農業労働力は4名です。

同組合は、担い手育成総合支援協議会の農業経営改善計画認定審査会において、計画書が認定されたことに伴い、あっせん譲受等候補者名簿に新規登載しようとするものです。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載については、承認することに御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第4号農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第4号、議案第37号、整理番号3号の農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について説明いたします。

申請人は妙見町の○○○○です。

申請地は妙見町○○番○で○○○○の南側に隣接し、農用地区域外に囲まれた登記地目田、現況遊休農地となっています。

申請地は、隣接する○○○○の駐車場として利用します。

農用地の集団性、農用地区域の利用上の支障、担い手に対する利用集積等へ影響を及ぼすおそれは無く、農業振興地域整備計画変更については特に問題ないものと思われま。

以上です。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号3号について、畑野委員をお願いします

10番(畑野委員) 議案第37号、整理番号3号について報告いたします。

7月17日、原田委員、有村推進委員、事務局の前原さんと現地調査を行いました。

申請地は事務局の説明のとおりです。

周囲は農用地区域外の土地と接しており、農用地区域の利用上の支障、集団性の保持などの影響もなく計画変更については特に問題のないものと思われま。

以上で報告を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。

よって、議案第37号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第5号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は2件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号5号及び6号は、譲受人及び譲渡人が同一であり、関連がありますので一括して、ご説明申し上げます。

整理番号5号の申請地は、枕崎字大谷迫〇〇番〇，畑，738 m²， 7188番3，畑，472 m²，

枕崎字栞原西〇〇番〇，畑，1170 m²，

栄中町〇〇番，畑，586 m²，

木原町〇〇番，畑，297 m²， 合計3,263m²です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん，無職，70歳，鹿児島市，〇〇〇〇さん，会社員，68歳，鹿児島市にお住まいです。

整理番号6号の申請地は、木原町〇〇番〇，畑，239 m²です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん，無職，70歳，鹿児島市にお住まいです。

これらの譲受人は、〇〇〇〇さん，会社役員兼農業，53歳，岩戸町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望，譲受人の農地拡大ということでもあります。

整理番号5号及び6号については調査書にあるとおり，農地法第3条第2項各号に該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号5号及び6号の申請地については19～23・25ページに掲載してあります。

申請地は、県道枕崎知覧線沿い浜村建材店からシートック・枕崎工場までの木原基盤整備地区内及び周辺部に点在します。

整理番号5号及び6号においては、いづれも、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号5号及び6号について、桑原委員をお願いします。

14番 (桑原委員) 整理番号5号について報告いたします。

7月14日に譲受人 〇〇〇〇氏 立ち会いのもと現地確認を行いました。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農地法第3条許可申請の整理番号5号から6号までの2件については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第6号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は2件で、所有権の移転に関する申請が2件です。

(整理番号27号)

整理番号27号の申請地は妙見町〇〇番〇，田，337㎡です。

譲受人は〇〇〇〇 理事〇〇〇〇さん，保育園の経営です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，無職です。

転用目的は保育園敷地(保護者・来園者用駐車場)です。

申請事由は、「経営している保育園の園児送迎のための駐車場が不足しているの
で、申請地を造成し、駐車場として利用したいため。」とのことです。

整理番号27号の申請地は、16ページに掲載してあります。

日程番号4号議案番号37号整理番号3号の農振除外と同時申請になります。

申請人が経営する〇〇〇〇南側に隣接しています。

農用地区域除外後は第1種農地と判断されますが、既存敷地面積が3,638㎡で今
回申請地面積が337㎡で、拡張面積が既存敷地面積の2分の1未満となるため、不
許可例外の既存施設の拡張に該当します。

転用目的は保育園敷地(保護者・来園者用駐車場)であり、また保育園周辺は農用
地区域の指定がされており代替地は存在しないため、致し方のない申請ではないか
と思われます。

計画内容は、軽自動車用の駐車スペース6台分を設置します。

計画面積は337㎡で問題のないものと思われます。

東側の転用許可された土地〇〇-〇，〇〇-〇と一体的に利用するものです。

転用にあたり、1m程度、盛土をおこないますが、境界には土羽打ちを施します。

なお、地区の水路管理者である野口水利組合より境界から1m以上控えて設置す
ること、周囲農地に迷惑をかけること、工事着工の際は十分協議し、了解を得る
などの意見書兼申請人による確約書が添付されております。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であります。

(整理番号28号)

整理番号28号の申請地は板敷南町〇〇番，畑，457㎡です。

譲受人は〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さん，鯉節製造業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，無職 その他2名です。

転用目的は駐車場です。

申請事由は、「工場に隣接する申請地を、従業員及び取引先業者の駐車場として、利用するため。」とのこと。

整理番号28号の申請地は、28ページに掲載してあります。

申請地は、板敷南町・豊留建設自動車整備工場から国道226号沿い西側〇〇mに位置しています。

農地の区分は集団性が0.1haの農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

転用目的は駐車場で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は普通自動車7台分の駐車場です。

計画面積は457㎡で問題のないものと思われま。

転用にあたり、現況のまま整地し、西側及び南側はブロック積及び擁壁を施します。

車の出入りは東側雑種地からおこないます。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

まず、整理番号27号について、畑野委員をお願いします

10番(畑野委員) 7月17日に原田委員、有村推進委員、事務局の前原さんと現地確認を行いました。

立会人は申請人の〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。

転用目的は、保護者・来園者用駐車場です。

申請地は先ほど事務局から説明がありましたように、妙見町に位置する集団的な農地です。

現在、不耕作の田んぼです。

申請地の南側は道、北側は水路及び保育園敷地、東側は雑種地、西側は田んぼです。

除外申請をした後は、西側の雑種地と一体的に保育園の駐車場として利用されます。

1mくらい盛土をする予定であり、境界に土羽打ちをおこない、周辺農地への土砂雨水の流出を防止します。

雨水については北側水路及び西側雑種地内の溜升へ放流により処理する計画です。

申請地に隣接する用水路がありますが、現状のまま確保し、管理については野口水利組合と協議済みということです。

構築物もなく、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

また、西側に農地がありますが、土砂が流出しないように、十分な土留め対策をおこなうよう指導したところ。

被害防除計画も適正であり、周辺の農業等に及ぼす影響もなく、問題のない申請と思われま。

以上で報告おわります。

議長 次に、整理番号28号について、原田委員お願いします。

2番(原田委員) 整理番号28号について報告いたします。

立会人は申請人の〇〇〇〇さんでした。

転用目的は駐車場です。

28号の申請地は、説明にありましたとおり、板敷南町に位置する小集団の農地で、現在、不耕作の畑です。

申請地の南側は里道及び工場敷地、東側は雑種地、駐車場で、西側は水路及び原野です。

現況のまま整地しますが、西側の水路が一部石積された境界に崩壊がみられたので、擁壁を設置する等の土留対策と水路の復元等の十分な排水対策を行うように指導しました。

雨水については、側溝を設け、南側水路により処理する計画です。

構築物もなく、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

また、南側に荒廃した里道がありますが、周辺農地につながる道であるため、造成の際、道幅を確保するようお願いしました。

被害防除策も示されており、やむを得ない申請ではないかと思われま。

以上報告をおわります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

8番(俵積田広昭委員) 整理番号28号について、26ページ譲渡人は、〇〇〇〇さん・〇〇〇〇さん・〇〇〇〇さんとなっておりますが、29ページの現況では〇〇〇〇さん・〇〇〇〇さん・〇〇〇〇さんになっています。

名前が違っていますが、娘様でしょうか？

事務局 地籍上の共有名義の〇〇〇〇さんの持ち分につきましては、平成27年12月20日に相続ということで〇〇〇〇さんに相続移転されています。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの続柄については、今確認までは、していません。

議長 地籍上と謄本上は違うということですが、謄本では〇〇〇〇さんに相続されているということですか。

よろしいですか。

8番(俵積田広昭委員) はい、わかりました。

議長 他にありませんか。

3番(水野委員) 整理番号27号の妙見町は農業振興地域整備計画地区とは、何ですか。

妙見町を農地パトロールすることになっているのですが、あのあたりは、簡単に農地転用できない場所になっているのでしょうか。

事務局 農業振興地域というのは、県が定める特に農業の振興に重要な土地という位置づけで、属に農振農用地といわれている区域内に入っている農地です。

転用するにあたっては、まずこの計画から外れないことには、転用にすらかけられないということです。

そういった関係の計画の変更です。

議長 他にありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農地法第5条許可申請の整理番号27号から28号までの2件については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第7号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 (利用権設定)

日程第7号 議案第40号 農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

議案書は30ページからになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号111-1号から211-5号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇 外100名、利用権設定をする者 〇〇〇〇さん外321名で設定面積は畑が134筆で187,290㎡、樹園地が807筆で1,031,193㎡、田が3筆で1,017㎡、です。

(所有権移転)

次に所有権移転です。

議案書47ページになります。

整理番号13号は経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で、譲受人は白沢西町の〇〇〇〇さん、譲渡人は南九州市にお住いの 〇〇〇〇さんで移転面積は2筆で2,182㎡です。

整理番号14号は経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で、譲受人は国見町の〇〇〇〇、譲渡人は岩戸町にお住いの〇〇〇〇さんで移転面積は 842㎡です。

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第7号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号111-1号から211-5号まで、並びに所有権移転の整理番号13号及び14号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第40号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。なお、議案第40号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

午後 2時30分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆 _____

会議録署名委員 原田 克子 _____

会議録署名委員 水野 正子 _____